

単契図面作成業務(測量含む)の調査基準価格の算定について

調査基準価格の算出は、以下のとおりです。

赤字:説明会后訂正箇所

調査基準価格割合(K)を算定

$$K(\text{※1}) = (a+b) \div (A+B)$$

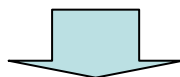
※1:端数処理しない

A:測量予定業務を全て実施した場合の業務価格(~~※1~~)

a:Aに対する調査基準価格(※2:小数点以下切り捨て)

B:設計予定業務を全て実施した場合の業務価格(~~※1~~)

b:Bに対する調査基準価格(※2:小数点以下切り捨て)



調査基準価の算定

$$\text{調査基準価格【税抜き】}(\text{※2}) = \text{今回業務の基準単価【税抜き】} \times K$$

※2:小数点以下切り捨て

単契図面作成業務(測量含む)の説明会回答について

調査基準価格の算出は、以下のとおりです。

調査基準価格割合(K)を算定

$$K(\text{※1}) = (a+b) \div (A+B)$$

※1:端数処理しない

A:測量予定業務を全て実施した場合の業務価格

a:Aに対する調査基準価格(※2:小数点以下切り捨て)

B:設計予定業務を全て実施した場合の業務価格

b:Bに対する調査基準価格(※2:小数点以下切り捨て)

Q.単価算出過程における端数処理の考え方は？

A. 小数点以下切り捨てで考えて下さい。

調査基準価格の算出の具体事例

例えば

測量業務	直接費	1,166,796円	
	諸経費	920,554円	
	合計	2,087,350円	A
設計業務	直接人件費	7,361,677円	
	その他原価	3,964,255円	
	一般管理費	4,853,913円	
	合計	16,179,845円	B
			B の場合

<上記条件における算出例>

$$\begin{aligned}\text{調査基準割合 } K &= (a+b) \div (A+B) = (1,535,017 + 12,385,679) \div (2,087,350 + 16,179,845) \\ &= 13,920,696 \div 18,267,195 \quad (\text{※1})\end{aligned}$$

※1端数処理しない